

第 6 期 連結計算書類

〔 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

連 結 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	3,139,240	流 動 負 債	1,644,794
現 金 ・ 預 金	1,426,121	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	2,438
預 託 金	1,070,000	商 品 有 価 証 券 等	—
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	83,380	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	2,438
商 品 有 価 証 券 等	83,380	約 定 見 返 勘 定	6,841
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	—	信 用 取 引 負 債	183,368
約 定 見 返 勘 定	1,249	信 用 取 引 借 入 金	183,368
信 用 取 引 資 産	183,368	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	—
信 用 取 引 貸 付 金	183,368	預 り 金	1,197,366
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	—	受 入 保 証 金	—
立 替 金	3,543	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	12,517
短 期 差 入 保 証 金	21,185	未 払 金	25,242
前 払 費 用	20,620	未 払 費 用	170,949
未 収 入 金	66,248	未 払 法 人 税 等	9,607
未 収 収 益	253,975	賞 与 引 当 金	25,358
そ の 他 流 動 資 産	9,547	リ ー ス 債 務	11,105
固 定 資 産	102,046	固 定 負 債	333,381
有 形 固 定 資 産	55,888	退 職 給 付 に 係 る 負 債	275,371
建 物	15,470	資 産 除 去 債 務	11,658
器 具 ・ 備 品	2,465	繰 延 税 金 負 債	12,844
リ ー ス 資 産	37,952	リ ー ス 債 務	33,507
無 形 固 定 資 産	2,022	特 別 法 上 の 準 備 金	5,633
ソ フ ト ウ ェ ア	80	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	5,633
リ ー ス 資 産	1,890		
そ の 他	52		
投 資 そ の 他 の 資 産	44,495	負債合計	1,983,809
投 資 有 価 証 券	4,104	純資産の部	
出 資 金	2,442	株 主 資 本	1,256,542
関 係 会 社 出 資 金	1,673	資 本 金	1,000,000
長 期 差 入 保 証 金	32,665	資 本 剰 余 金	—
長 期 前 払 費 用	3,610	利 益 剰 余 金	256,542
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,295
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,295
		純資産合計	1,257,837
資産合計	3,241,647	負債・純資産合計	3,241,647

連 結 損 益 計 算 書

（ 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,052,889
受 入 手 数 料	1,379,762	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	653,730	
金 融 収 益	19,396	
金 融 費 用		13,982
純 営 業 収 益		2,038,906
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,982,431
取 引 関 係 費	730,994	
人 件 費	1,005,478	
不 動 産 関 係 費	94,832	
事 務 費	116,048	
減 価 償 却 費	11,170	
租 税 公 課	26,272	
事 業 税 還 付 金	△36,846	
その他の販売費・一般管理費	34,480	
営 業 利 益		56,475
営 業 外 収 益		6,319
雑 益	6,319	
営 業 外 費 用		758
支 払 利 息	101	
雑 損	656	
経 常 利 益		62,036
特 別 利 益		3,704
償 却 債 権 取 立 益	3,704	
特 別 損 失		6,390
支 店 閉 鎖 費 用	3,498	
訴 訟 関 連 費 用	2,351	
固 定 資 産 除 却 損	540	
税金等調整前当期純利益		59,351
法人税、住民税及び事業税		9,482
法人税等調整額		10,712
当 期 純 利 益		39,155
親会社株主に帰属する当期純利益		39,155

連結株主資本等変動計算書

（ 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券差額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首 残高	1,000,000	—	241,361	—	1,241,361	1,534	1,534	1,242,895
剰余金 の配当	—	△23,974	—	—	△23,974	—	—	△23,974
利益剰 余金か ら資本 剰余金 への振 替	—	23,974	△23,974	—	—	—	—	—
親会社 株主に 帰属す る当期 純利益	—	—	39,155	—	39,155	—	—	39,155
株主資 本以外 の項目 の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	—	△238	△238	△238
当期 変動額 計	—	—	15,181	—	15,181	△238	△238	14,942
当期末 残高	1,000,000	—	256,542	—	1,256,542	1,295	1,295	1,257,837

連 結 注 記 表

当社及び連結子会社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

キャピタル・パートナーズ証券株式会社、キャピタル アセットマネジメント株式会社、キャピタル リサーチ&インベストメンツ株式会社、キャピタル フィナンシャル アドバイザーズ株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited、Japan Vietnam Research Company Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

会社の名称

（非連結子会社）

Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited、Japan Vietnam Research Company Limited

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券、デリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

- (2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。
 - ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。ただし、連結子会社のうち1社は平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備以外の有形固定資産について定率法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。
- (6) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (7) 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

- (9) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

(追加情報)

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産 預金 50,000 千円
上記の資産に銀行取引に係る根担保が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 68,243 千円
3. 差入有価証券等
- (1) 差入れている有価証券等の時価額
- | | |
|---------------|-----------|
| 信用取引貸証券 | 一千円 |
| 信用取引借入金の本担保証券 | 176,325千円 |
| 差入保証金代用有価証券 | 113,178千円 |
- (2) 差入れを受けている有価証券の時価額
- | | |
|---------------|-----------|
| 信用取引借証券 | 一千円 |
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 176,325千円 |
| 受入保証金代用有価証券 | 147,220千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	102,894 株	—	—	102,894 株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を行っております。

これらの事業を行うため、当社及び連結子会社では主に自己資金によっております。

資金運用については短期的な預金等のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されておりますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社及び連結子会社の信用リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターンの確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底しております。具体的には、信用取引に関する与信管理を営業総務部、コンプライアンス部で日々行っているほか、総合企画部でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

② 市場リスクの管理

当社及び連結子会社の市場リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に則した社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）を予め定めるとともに、ロスカット基準などを設けたうえで、運用環境、財務状況等を勘案し、運用枠等の見直しを図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び「時価算定会計基準適用指針」第24-16項の取扱いを適用した組合出資金等については、表には含めておりません（(注2) 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、立替金、短期差入保証金、未収入金、未収収益、信用取引負債、預り金、有価証券等受入未了勘定、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
商品有価証券等	83,380	83,380	—
投資有価証券	651	651	—
長期差入保証金	32,645	32,199	△445
資産合計	116,677	116,231	△445
リース債務	44,612	44,003	△609
負債合計	44,612	44,003	△609
デリバティブ取引	(2,438)	(2,438)	—

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

商品有価証券等、投資有価証券

商品有価証券等、投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来のキャッシュ・フローと、返還までの期間及び国債の利

回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

外国為替証拠金取引の時価は、外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された時価によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
出資金	2,442
関係会社出資金	1,673
投資事業有限責任組合出資金	3,452

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報

当社では、主な収益を以下のとおり認識しております。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行等する履行義務を負っております。当該履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け勧誘等の取扱手数料」においては、募集申込が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該業務の完了時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「その他の受入手数料」には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「代理事務手数料」「私募取扱手数料」「委託者報酬」「運用受託報酬」となります。

「代理事務手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純資産等を参照して算定されます。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、多くの場合、投資信託の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

「私募取扱手数料」においては、主に匿名組合等との契約に基づき、金融商品の組成に係る事務を履行する義務を負っております。当該手数料においては、事務サービス提供完了時（一時点）に

収益を認識しております。通常の支払期限について、サービス提供完了日が属する月の翌月までに支払を受けております。

「委託者報酬」においては、主に投資信託の管理・運用を履行する義務を負っています。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、運用期間にわたり収益として認識しております。通常の支払期限について、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回、もしくは年1回支払を受けております。

また、成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

「運用受託報酬」においては、主に対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を履行する義務を負っています。当該報酬は日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。通常の支払期限について、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年2回受取ります。

また、成功報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、対象となる運用資産の特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	12,224 円 59 銭
1 株当たり当期純利益	380 円 54 銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当 期 純 利 益 金 額	39,155 千円
普 通 株 主 に 帰 属 し な い 金 額	— 千円
普 通 株 式 に 係 る 当 期 純 利 益 金 額	39,155 千円
普 通 株 式 の 期 中 平 均 株 式 数	102,894 株

第6期 連結キャッシュ・フロー計算書

（ 自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日 ）

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	122,158	59,351
減価償却費	13,052	11,170
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,653	13,331
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	7,621	△17,506
受取利息配当金	△ 8,016	△15,345
支払利息	6,971	11,120
固定資産除却損	5,436	540
投資有価証券清算益	△ 2,132	—
その他損益	6,048	△ 1,459
為替差益	△20,729	△15,396
預託金の増減額 (△は増加)	120,000	△220,000
トレーディング商品 (資産) の増減額 (△は増加)	△33,094	56,040
営業投資有価証券 (資産) の増減額 (△は増加)	6,443	—
約定見返勘定 (資産) の増減額 (△は増加)	30,706	36,506
信用取引資産の増減額 (△は増加)	△36,402	10,575
信用取引負債の増減額 (△は減少)	36,402	△10,575
立替金の増減額 (△は増加)	1,977	△ 859
預り金の増減額 (△は減少)	△178,898	468,189
差入保証金の増減額 (△は増加)	55,267	9,247
受入保証金の増減額 (△は減少)	△ 9,363	—
その他の資産の増減額 (△は増加)	△54,821	△59,028
その他の負債の増減額 (△は減少)	△13,827	△11,506
小計	56,452	324,396
利息及び配当金の受取額	8,016	15,345
利息の支払額	△ 6,971	△11,120
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△94,558	3,685
営業活動によるキャッシュ・フロー	△37,060	332,306
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,961	△ 4,558
有価証券の運用による収入	—	100
有価証券の運用による支出	△27,751	—
差入保証金の回収による収入	523	2,376
投資有価証券の払戻による収入	6,308	3,394
資産除去債務の履行による支出	△ 2,958	△ 600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,838	712
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	—	△23,974
リース債務の返済による支出	△ 6,927	△ 6,916
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,927	△30,890
IV 現金及び現金同等物の換算差額	20,729	15,259

V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△50,097	317,387
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,108,831	1,058,734
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,058,734	1,376,121

当社及び連結子会社の連結キャッシュ・フロー計算書は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期資金（トレーディング商品を除く）からなっております。

【その他の注記】

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）	当連結会計年度 （自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）
現金・預金勘定	1,108,734	1,426,121
預入期間が3か月を 超える定期預金等	△50,000	△50,000
現金及び現金同等物	1,058,734	1,376,121

第 6 期 計 算 書 類

〔 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	202,660	流動負債	404,297
現金・預金	57,483	預り金	2,444
短期貸付金	28,000	未払金	271,313
前払費用	6,311	未払消費税等	—
未収入金	110,720	未払費用	4,431
未収収益	145	未払法人税等	—
		リース債務	4,308
		賞与引当金	1,800
		短期借入金	120,000
		固定負債	49,611
		繰延税金負債	11,954
固定資産	1,720,514	退職給付引当金	10,319
有形固定資産	19,255	資産除去債務	10,441
建物	2,196	リース債務	16,798
器具・備品	125	長期未払金	96
リース資産	16,933	負債合計	453,909
無形固定資産	1,890	純資産の部	
リース資産	1,890	株主資本	
投資その他の資産	1,699,368	資本金	1,000,000
関係会社株式	1,668,271	資本剰余金	508,147
関係会社出資金	2,467	資本準備金	250,000
長期差入保証金	28,629	その他資本剰余金	258,147
		利益剰余金	△38,882
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△38,882
		繰越利益剰余金	△38,882
		評価・換算差額等	—
		その他有価証券評価差額金	—
		純資産合計	1,469,265
資産合計	1,923,174	負債・純資産合計	1,923,174

損 益 計 算 書

（ 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		193,268
経 営 指 導 料	142,560	
関係会社受取配当金	50,022	
関係会社貸付金利息	666	
受入手数料	18	
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		158,188
取引関係費	8,376	
人件費	166,235	
不動産関連費	15,293	
事務費	520	
減価償却費	2,054	
租税公課	1,432	
事業税還付金	△36,846	
その他	1,121	
営 業 利 益		35,079
営 業 外 収 益		-
営 業 外 費 用		2,965
支払利息	2,947	
為替差損	18	
経 常 利 益		32,113
特 別 利 益		-
特 別 損 失		-
税 引 前 当 期 純 利 益		32,113
法人税、住民税及び事業税		△12,505
法 人 税 等 調 整 額		11,054
当 期 純 利 益		33,564

株主資本等変動計算書

（ 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合計	
当期首 残高	1,000,000	250,000	282,121	532,121	—	△72,447	△72,447	1,459,674
剰余金の配当	—	—	△23,974	△23,974	—	—	—	△23,974
当期 純利益	—	—	—	—	—	33,564	33,564	33,564
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期 変動額計	—	—	△23,974	△23,974	—	33,564	33,564	9,590
当期末 残高	1,000,000	250,000	258,147	508,147	—	△38,882	△38,882	1,469,265

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	—	—	1,459,674
剰余金の配当	—	—	△23,974
当期純利益	—	—	33,564
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額計	—	—	9,590
当期末残高	—	—	1,469,265

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - (2) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の自己都合要支給額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております
4. 収益および費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益は、当社子会社からの経営管理手数料であり、当社子会社に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
5. 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,957 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 88,947 千円 |

関係会社に対する短期金銭債務	391,531 千円
----------------	------------

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
営業収益	193,249 千円
販売費及び一般管理費	57,673 千円
営業取引以外の取引高	
営業外費用	2,857 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 102,894 株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及び関係会社株式評価損であります。全額、評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生原因は、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上及び未収事業税によるものであります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 0.018～0.902%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,378 千円
時の経過による調整額	63 千円
期末残高	10,441 千円

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：千円)

1. 子会社及び関連会社等

属性	氏名又は 名称	議決権の 所有（被 所）の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
子 会 社	キャピタル・パートナーズ証券株式会社	所有 直接 (100%)	役員の兼任 役務の提供 資金の借入	経営指導料の受取	109,800	—	—
				出向負担金の支払	15,510	未払金	188,944
				子会社による経費の立替	6,396	未払金	30,566
				資金の借入	60,000	短期借入金	60,000
				利息の支払	1,428	未払費用	234
				本店事務所の敷金返還請求権の譲受	—	未払金	28,469
子 会 社	キャピタルアセットマネジメント株式会社	所有 直接 (100%)	役員の兼任 役務の提供 資金の借入	経営指導料の受取	32,760	—	—
				資金の借入	60,000	短期借入金	60,000
				利息の支払	1,428	未払費用	234
				配当金の受取	50,022	—	—
子 会 社	キャピタルリサーチ&インベスト	所有 直接 (100%)	役員の兼任	資金の貸付	28,000	短期貸付金	28,000

	メンツ株式会社		役務の提供 資金の貸付	利息の受取	666	未収収益	145
--	---------	--	----------------	-------	-----	------	-----

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、提供する役務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (2) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差入れておりません。
- (3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	14,279 円 40 銭
1 株当たり当期純利益	326 円 20 銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当 期 純 利 益 金 額	33,564 千円
普 通 株 主 に 帰 属 し な い 金 額	— 千円
普 通 株 式 に 係 る 当 期 純 利 益 金 額	33,564 千円
普 通 株 式 の 期 中 平 均 株 式 数	102,894 株

第 6 期計算書類附属明細書

〔 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価格	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価格	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	2,940	—	—	743	2,196	1,177	3,374
	器具・備品	—	188	—	62	125	631	756
	リース資産	—	18,081	—	1,148	16,933	1,148	18,081
	計	2,940	18,269	—	1,955	19,255	2,957	22,212
無形固定資産	リース資産	—	1,989	—	99	1,890		
	計	—	1,989	—	99	1,890		

(注) 当期増加額の主なもの

有形固定資産

リース資産

複合機及びネットワーク機器

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	—	1,800	—	1,800
退職給付引当金	6,451	4,661	794	10,319

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目		金 額
取引関係費	支払手数料	402
	通信・運送費	1,337
	営業情報費	1,429
	旅費・交通費	3,706
	広告宣伝費	33
	交 際 費	1,467
	小 計	8,376
人 件 費	役員報酬	41,823
	従業員給料	88,189
	その他の報酬・給料	16,715
	賞与引当金繰入額	1,800
	退職給付費用	4,399
	福利厚生費	13,308
	小 計	166,235
不動産関係費	不 動 産 費	14,620
	器具・備品費	672
	小 計	15,293
事 務 費	事務委託費	455
	事務用品費	65
	小 計	520
減 価 償 却 費		2,054
租 税 公 課		1,432
事業税還付金		△36,846
その他の販売費・一般管理費		1,121
合 計		158,188

独立監査人の監査報告

令和6年6月7日

キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社
取締役会 御中

SKIP 監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員 公認会計士 宮村和哉

指定社員

業務執行社員 公認会計士 葛西晋哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告

令和6年6月7日

キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

SKIP 監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員 公認会計士 宮村和哉

指定社員

業務執行社員 公認会計士 葛西晋哉

監査意見

当監査法人は、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「連結キャッシュ・フロー計算書」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結キャッシュ・フロー計算書が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社の令和6年3月31日をもって終了する連結会計年度のキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結キャッシュ・フロー計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社は、上記の連結キャッシュ・フロー計算書のほかに、令和6年3月31日をもって終了する連結会計年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した連結計算書類を作成しており、当監査法人は、これに対して、令和6年6月7日に別途、会社法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結キャッシュ・フロー計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結キャッシュ・フロー計算書及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結キャッシュ・フロー計算書に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、連結キャッシュ・フロー計算書を作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結キャッシュ・フロー計算書作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結キャッシュ・フロー計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結キャッシュ・フロー計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結キャッシュ・フロー計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結キャッシュ・フロー計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結キャッシュ・フロー計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結キャッシュ・フロー計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項が適切でない場合は、連結キャッシュ・フロー計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結キャッシュ・フロー計算書の表示及び注記事項が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結キャッシュ・フロー計算書の表示、構成及び内容、並びに連結キャッシュ・フロー計算書が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結キャッシュ・フロー計算書に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結キャッシュ・フロー計算書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査品は単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告

令和6年6月7日

キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社
取締役会 御中

SKIP 監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員 公認会計士 宮村和哉

指定社員

業務執行社員 公認会計士 葛西晋哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施にして、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上